

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!

**北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター**
0228-23-5700

**北部地方振興事務所
大崎地域事務所
県民サービスセンター**
0229-22-5700

**仙台弁護士会
古川法律相談センター**
0229-22-4611 火曜日のみ

宮城県消費生活センター
022-261-5161

**仙台弁護士会
法律相談センター**
022-223-2383

**大河原地方振興事務所
県民サービスセンター**
0224-52-5700

**仙台弁護士会
栗原(大河原)法律相談センター**
0224-52-5898 火曜日のみ

**気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター**
0226-22-7000

**仙台弁護士会
三陸海岸法律相談センター**
0226-22-8222 金曜日のみ

気仙沼・本吉圏

登米圏

**東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター**
0220-22-5700

**仙台弁護士会
登米法律相談センター**
0220-52-2348 水曜日のみ

石巻圏

**東部地方振興事務所
県民サービスセンター**
0225-93-5700

**仙台弁護士会
石巻法律相談センター**
0225-23-5451 木曜日のみ

消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆水資源を守る投資!? だまされてはいけません!
- ◆手口はさまざま! 『二次被害』事例集
- ◆賃貸住宅の退去をめぐるトラブル

March
3 月号
第16号

水資源を守る投資!? だまされてはいけません!

実際にあった相談事例

自宅に大手飲料メーカーを名乗る業者から「中国などの海外の業者から日本の水源地を守るために個人だけに水源譲渡担保権を売っている水資源会社がある。そこから権利を買ってくれば、我々が買い取ります」と電話があった。2日後に封書が届き、水資源会社から電話で「譲渡担保権を名誉職や功労者の方だけに案内している。一般企業には売らない。1口10万円で1年満期、年率6~8%の配当がある」と勧められ、その日のうちに800万円を振り込んだが、相手とはFAXで簡素な書面をやりとりしたのみ。不審に思うが、大丈夫だろうか。(70歳代 女性)

- 買い取りをする業者と購入を勧める業者がそれぞれ勧誘し、消費者の投資意欲をあおる、いわゆる「劇場型」の投資トラブルです。
- これまで未公開株などをめぐって同様の手口が見られましたが、今回は水源地の権利と称するものです。
- 「水資源の権利」「譲渡担保権」「社員券」など表現はいろいろあり、セールストークも「配当が付く」「さらに高く買い取る」「大手飲料メーカーが関与」「日本の水源地を中国から守る」など、さまざまです。
- しかし、実際に買い取られた事例はありません。
- 業者に返金を求めても、戻ってこないことがほとんどです。

その話
大丈夫?



この手の勧誘はキッパリと断りましょう!!

手口はさまざま！「二次被害」事例集



実際にあった相談事例①『訪問販売』二次被害

10年前にリフォーム業者が訪問販売に来て、「床下に湿気がある」と言われ、不安になって床下換気扇の工事を依頼した。半年前に、「以前の業者の事業を引き継いだ。保守点検に来た」などと言われ、信用して追加で56万円の湿気除去の工事を依頼したが、別の業者に「湿気はない。もともと工事は不必要。」と言われた。金額も高額であり、だまされた気がする。(50歳代 男性)

実際にあった相談事例②『資格商法』二次被害

6年前に電話勧誘で資格取得講座を契約。最近、会社に別の業者から連絡があり、「以前の契約が終わっていない」と言われたが、断って電話を切った。しかしまたすぐに電話があり、「上司の名前を言え」「全国の教材会社260社から一斉に電話をかける」などと脅された。どうしたらよいか。(30歳代 男性)

実際にあった相談事例③『複合サービス会員』二次被害

15年ほど前にアポイントメントセールスで契約した様々なサービスを受けられる会員権の未払い会費の請求が来た。「法的手続きを取る」「財産を差し押さえる」などと記載があり、不安。支払いは終わっているはずだが、退会手続きはしていない。どうしたらよいか。(30歳代 男性)

実際にあった相談事例④『マルチ商法』二次被害

以前大がかりなマルチ商法の詐欺事件で高額な被害を受けた。最近、見知らぬ業者から「近々首謀者が出所する。その前に海外の口座から被害者に還付するために動いている。賛同するなら当社との契約書とパンフレットを送る。あと少して締め切る。」と連絡があったが、信用できるか。(50歳代 女性)

実際にあった相談事例⑤『投資話』二次被害

以前、勧誘を受けて3,700万円の社債を購入したが、最初の数回しか配当金が支払われず連絡も取れなくなった。最近「国から依頼され、以前に購入した社債の損害を取り戻します。」と連絡があり、「早くしないと取り戻せなくなる。60万円振り込めば650万円取り戻す。200万円振り込めば全額を取り戻す。」と振込口座を指定された。信用してもいいだろうか。(50歳代 女性)

- 過去に何らかの消費者被害を受けた人が、さらに被害を受けることを「二次被害」と言います。
- 過去に契約トラブルにあったことのある人が狙われる傾向にありますので、そのような人は特に注意が必要です。
- 詐欺的な販売行為が行われることが多く、トラブル解決が困難になる傾向にあります。
- この手の話はうのみにせず、毅然と断りましょう。

まずは、消費生活相談窓口(裏面に記載)に相談してください！！

賃貸住宅の退去をめぐるトラブル

アパートなどの賃貸住宅の退去に際して、

「敷金が返ってこなかった」「思わぬ修理費用を請求された」

などといったトラブルの相談が多く寄せられています。

Q. そもそも、『敷金』って返ってくるものなの？



まなぶ君

A. 敷金は「全額返金」が基本です。

・『敷金』とは、「借主の賃料の滞納や不注意等による物件の損傷・破損等に対する修復費用等の損害金を担保するために、契約時に貸主主に預け入れるもの」です。

・つまり、「借主に賃料の滞納がなく、また借主から何らの損害も受けていなければ、貸主は敷金を借主に全額返金しなければならない」こととなります。

Q. あまり返ってくるイメージがないけど…？



A. 「原状回復費用」を差し引かれることがあります。

・借主には、賃貸住宅の明け渡しに際し、「原状回復義務」が生じます。例えば、借主が住居にエアコンや棚などを取り付けていた場合は、それらを撤去して原状に戻す義務が生じることとなります。

・この原状に戻す費用「原状回復費用」を、敷金から差し引かれ、敷金が戻ってこなかったり、逆に費用を請求されたりする場合があります。

Q. 返されなかったらそれまでなの…？



A. いいえ。「なぜ返されないのか」を確認しましょう。

・「原状回復」のための費用は、「借主が負担すべき費用」と、「貸主が負担すべき費用」があります。

・前者のみならず、貸主が負担すべき費用も敷金から差し引かれている場合があります。

・「原状回復費用の内訳」を明示してもらい、その内容を確認しましょう。

Q. どちらが負担すべきかわからないのですが？



A. 国土交通省が目安を示しています。

・国土交通省では、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成し、原状回復にかかった費用を借主か貸主のどちらが負担すべきか、その目安を示しています。

・そこでは、「原状回復」とは、借主が借りた当時の状態に戻すことではなく、自然に損耗したり、通常使用で損耗した場合の修繕費用は、賃料に含まれ、貸主が負担すべきであるとされています。

・詳しくは、お近くの消費生活相談窓口(裏面に記載)にご相談ください。